

# おかもま知的財産活用指針

令和元（2019）年6月  
岡山県

# おokayま知的財産活用指針

1	策定の必要性と背景	1
	(1) はじめに	1
	(2) 知的財産と知的財産権	2
	(3) 知的財産権の現状	4
	(4) これまでの県の取組	6
2	基本的な考え方と取組内容	7
	(1) 知的財産の創造・保護・活用による産業振興に向けた取組	8
	①知的財産の創造	8
	②知的財産の保護	11
	③知的財産の活用	14
	(2) 知的財産の創造・保護・活用を担う人材の育成	16
	(3) 地域資源を活用したブランドの確立	18
	<参考>	20

# 1 策定の必要性と背景

## (1) はじめに

地域経済の活性化を図るためには、本県産業の大きな柱である「ものづくり」技術の蓄積を基盤に、新たな技術や新商品の創出を促進し、戦略的に他との差別化や高付加価値化に取り組むことが重要であり、特許や商標など知的財産を活用し、地域にある技術や資源を生かした新産業の創出や地域資源のブランド化など、産業の高付加価値化を図ることが必要です。

一方、本県の産業財産権（注1）の出願件数は、近年、増加傾向にあり、平成18（2006）年度から開始された地域団体商標（注2）の登録件数は全国平均より低い状況にあります。また、最近、日本の県名や地域ブランド（注3）が、海外で商標として出願登録される事案が増加しており、本県に関しても、「岡山（岡山）」や「OKAYAMA」が中国で商標登録されるなど、県内企業の海外展開に支障となるおそれもあることから、海外における知的財産保護のための適切な対応も必要となります。

知的財産権のうち、本県の産業振興に果たす役割が大きい産業財産権を中心に、本県の知的財産に係る現状を明らかにし、知的財産の創造、保護、活用に係る県内の取組を取りまとめ、地域経済の活性化を図るため、平成23（2011）年4月「おかやま知的財産活用指針」を策定しました。しかし、近年では、IoTやAIといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society5.0 を推進する動きがあるなど、知的財産を取り巻く状況が大きく変化し、取組内容の新設や改廃が生じています。

このため、取組内容の追加・削除、統計数値の更新等の改定を行うものです。

（注1）産業財産権：特許法（特許権）、実用新案法（実用新案権）、意匠法（意匠権）、商標法（商標権）に定められた4つの権利。

（注2）地域団体商標：地域名＋商品・サービス名で表される商標権の一つ。

（注3）地域ブランド：地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識する様々な地域イメージの総体。

## (2) 知的財産と知的財産権

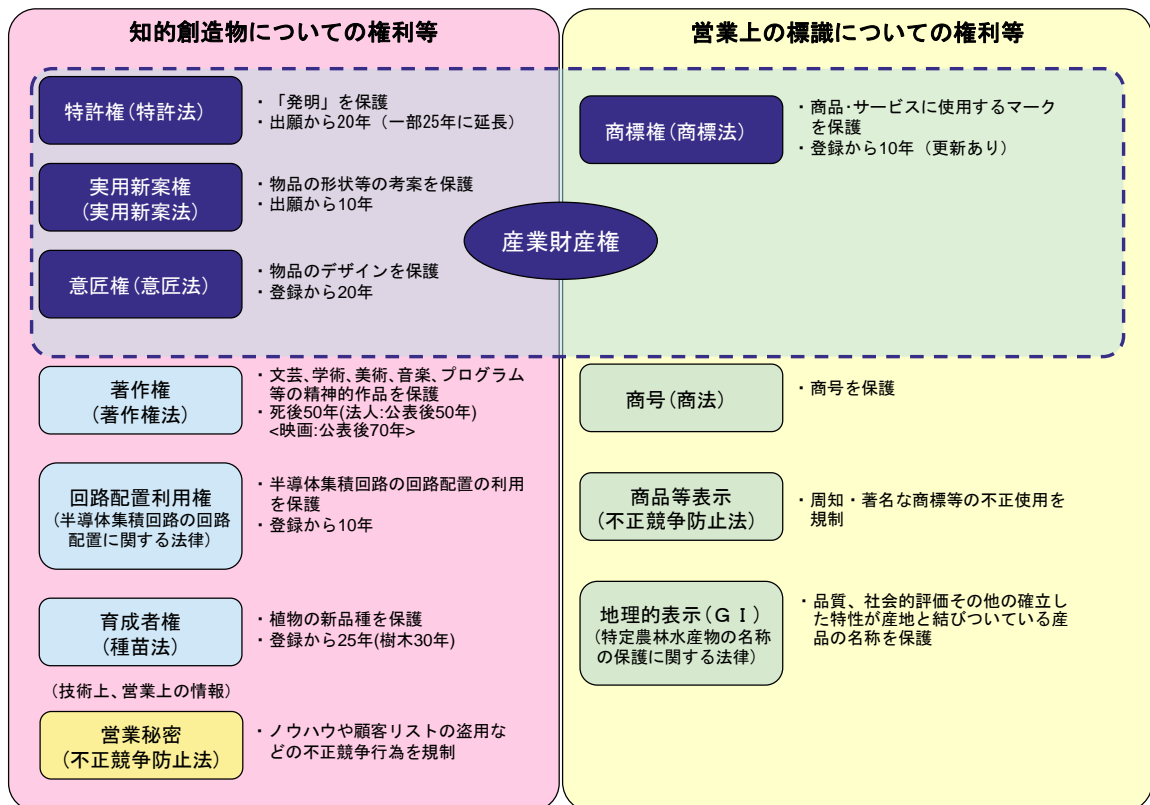
人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたのが知的財産権制度であり、様々な法律で保護されています。

「知的財産」は、人間の創造的な活動や日々の事業活動の積み重ねによって生み出され、独創性や信頼性による財産的価値を有する「情報」であり、「知的財産権」とは、このような「情報」を模倣から一定の期間、保護する権利をいいます。

知的財産は、「もの」とは異なり、「財産的価値を有する情報」であることから、容易に模倣されるという特質を持っており、しかも利用されることにより消費されることがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうした模倣が無制限に許されれば、創作者が得られるはずの利益が喪失し、知的財産を生み出した創作者のアイデアや努力が報われないこととなります。このため、法令により創作者の権利を保護し、元来自由に利用できる情報を、権利者と権利者から許諾を受けた者の利用に限り、社会が必要とする限度で自由を制限するのが知的財産権制度なのです。

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。

### 知的財産権の種類



また、特許等は、公開の代償として一定期間の独占権を与えられるものですが、公開しないまま保持するノウハウなどの営業秘密も、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であることから知的財産であるとされています。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つは「産業財産権」と呼ばれています。新しい技術やデザイン、ネーミングなどについて独占権を与えるとともに、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的としている権利だからです。

### (3) 知的財産権の現状

#### ①産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）

本県における特許の出願件数は、平成20（2008）年には1,205件でしたが、平成29（2017）年には1,221件、意匠の出願件数は、平成20（2008）年には224件でしたが、平成29（2017）年には226件とほぼ横ばいとなっています。

なお、商標の出願件数は平成20（2008）年の780件から平成29（2017）年には1,124件と大きく増加しています。

このため、産業財産権全体としては、本県からの出願件数は増加しています。

特許等の出願件数の推移（H20年～H29年）

		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
特許	岡山	1,205	1,445	1,136	1,262	1,240	1,226	1,248	1,174	1,139	1,221
	全国	330,110	295,315	290,081	287,580	287,013	271,731	265,959	258,839	260,244	260,290
実用新案	岡山	64	67	70	50	57	53	69	48	42	29
	全国	7,717	7,799	6,889	6,305	6,292	5,965	5,429	5,213	4,928	4,577
意匠	岡山	224	231	214	212	281	237	172	233	226	226
	全国	29,621	27,674	28,083	26,658	27,934	26,407	24,868	24,804	24,543	24,432
商標	岡山	780	1,039	952	824	1,011	946	978	1,045	929	1,124
	全国	95,674	90,474	92,163	84,673	95,548	92,495	100,053	117,960	133,337	154,780
合計	岡山	2,273	2,782	2,372	2,348	2,589	2,462	2,467	2,500	2,336	2,600
	全国	463,122	421,262	417,216	405,216	416,787	396,598	396,309	406,816	423,052	444,079

特許等の登録件数の推移（H20年～H29年）

		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
特許	岡山	701	656	757	727	790	811	723	629	654	685
	全国	151,765	164,459	187,237	197,594	224,917	225,571	177,750	146,749	160,643	156,844
実用新案	岡山	66	56	67	49	52	48	73	40	41	33
	全国	7,187	7,361	6,756	5,998	6,221	5,738	5,322	5,098	4,756	4,526
意匠	岡山	203	195	233	167	213	248	172	196	185	208
	全国	25,986	25,819	24,458	23,042	24,610	24,272	23,092	21,950	21,206	21,480
商標	岡山	635	907	927	659	838	793	884	762	766	748
	全国	82,469	88,449	79,338	70,800	77,129	82,736	79,562	75,965	81,838	84,960
合計	岡山	1,605	1,814	1,984	1,602	1,893	1,900	1,852	1,627	1,646	1,674
	全国	267,407	286,088	297,789	297,434	332,877	338,317	285,726	249,762	268,443	267,810

資料：特許庁「特許行政年次報告書〈統計・資料編〉」

一方、本県からの国際特許出願（PCT出願）は、平成20（2008）年には134件でしたが、平成29（2017）年には222件と増加しています（注）。

国際特許出願（PCT出願）件数の推移

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
岡山	134	147	151	148	160	215	204	224	192	222
全国	28,027	29,291	31,524	37,974	42,787	43,075	41,292	43,097	44,495	47,425

資料：特許庁「特許行政年次報告書〈統計・資料編〉」

(注) 海外の特許を得るための出願には、対象国の特許庁に個別の出願を行う「パリ条約ルート出願」と、自国の特許庁に出願すれば全てのPCT加盟国に対して出願したのと同じ扱いになる「国際特許出願(PCT出願)」があるが、前者については都道府県別の統計データがないため計上していない。

## ②育成者権

育成者権とは、植物の新しい品種を育成した者が種苗法に基づく品種登録を行うことにより、その登録品種を独占的に業として利用することができる権利です。県内に住所がある出願者によって品種登録が維持されている農林水産植物は77件で、全国第27位となっています。

### 農林水産植物品種登録状況

H30(2018)年8月31日現在

	登録数	全国順位
岡山	77	27
鳥取	44	38
島根	17	46
広島	532	4
山口	33	41
全国	7,092	

資料：農林水産省品種登録ホームページ

## ③その他

### ア 地域団体商標

地域のブランドをより適切に保護することにより事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、平成18(2006)年4月から地域団体商標制度がスタートしています。これまでに全国で653件登録されており(うち2件は海外からの登録)、本県の登録件数は8件となっています。

(平成31(2019)年3月末現在)

#### 岡山県の地域団体商標の登録状況

商標(よみがな)	出願人
岡山白桃(おかやまはくとう)	全国農業協同組合連合会
千屋牛(ちやぎゅう)	阿新農業協同組合
湯郷温泉(ゆのごうおんせん)	湯郷温泉旅館協同組合
湯原温泉(ゆばらおんせん)	湯原町旅館協同組合
備前焼(びぜんやき)	協同組合岡山県備前焼陶友会
藤田レタス(ふじたれたす)	岡山市農業協同組合
井原デニム(いばらでにむ)	井原商工会議所
牧石ねぎ(まきいしねぎ)	岡山市農業協同組合

資料：特許庁ホームページ

## イ 海外における地名等の商標出願・登録

近年、日本の地名や地域ブランドなどが海外で商標として出願・登録される事例が多くあります。中国における「OKAYAMA」の商標登録出願に対し、異議申立てをしていたところ、「OKAYAMA」は漢字の「岡山（岡山）」の英語表記であり、中国の商標法で登録できない公知の外国地名と判断され、平成30（2018）年1月に異議が認められました。また、平成30（2018）年10月には、「岡山（岡山）」の登録商標に対して、関係団体とともに無効宣告請求手続きを行いました。しかし、地名に限らず本県の代表的な農林水産物の名称等についても出願される可能性があるため、引き続き動向を注視する必要があります。

## ウ 地理的表示制度（GI）

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。世界100カ国を超える国で運用されている制度で、日本では平成27（2015）年6月からスタートし、現在までに76件が登録されており、うち本県の登録数は「連島ごぼう」1件（平成31（2019）年3月20日現在）となっています。

### （4）これまでの県の取組

本県では、「岡山県中小企業振興条例」を平成23（2011）年に公布し、それに基づく中小企業の振興に関する計画として「岡山県中小企業振興計画2018」を平成30（2018）年3月に策定しました。この計画では、岡山県知財総合支援窓口と連携して、中小企業・小規模事業者の特許等知的財産を活用した新技術・新製品の開発等を支援することとしています。

また、県政推進の羅針盤である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」においても、本県の基幹産業として重点的に育成している自動車関連分野や、今後成長が期待される新エネルギー、医療・福祉機器、新素材などの分野における県内企業の新たな事業展開を促進するため、産学官の連携や知的財産の活用等による新技術・新製品の開発を支援することとしています。

さらに、産業のダイナミズムの維持に必要な開業率の向上のため、県内インキュベーション施設を核に、ITやものづくり分野を中心としたベンチャー企業の新技術・新商品の開発や新規創業を支援するとともに、県内大学等と連携して大学発ベンチャーの創出の支援を行っています。

なお、農林水産分野については、農林水産総合センター内に「知的財産センター」を設置し、特許権、育成者権等を中心とした知的財産権の管理・相談支援等を行っています。



## 2 基本的な考え方と取組内容

### ◇ 基本的な考え方

産学金官の強固な連携の下、地域発イノベーションの推進や支援機関による相談体制の充実、未利用特許の情報発信の強化など、ものづくり県・岡山の強みを生かした知的財産の創造・保護・活用に積極的に取り組むことにより、革新的な新製品や新技術の創出等を促進し、県内産業の一層の競争力強化を図ります。

### ◇ 取組内容

基本的な考え方に沿って、次の3つの取組を行います。

#### ① 知的財産の創造・保護・活用による産業振興に向けた取組

知的財産を活用して新産業の創出や産業の高付加価値化を進めていくためには、県内の産業界、大学等の学術研究機関、行政のそれぞれが知的財産の重要性を認識し、積極的に創造・保護・活用に取り組むとともに、各段階において、関係機関が連携しながら役割に応じてその取組を支援することにより、さらに大きな成果を上げることができると考えられます。

このような創造・保護・活用の積極的な取組を支援することにより、県内産業の競争力を強化し、地域の活性化を図ります。

#### ② 知的財産の創造・保護・活用を担う人材の育成

創造・保護・活用のどの段階においても、知的財産に関わる人的資源の不足が認識されていることから、セミナーや専門研修を通じ知的財産に関する正しい知識や重要性について意識啓発を図るとともに、関係機関に配置されているアドバイザー等の専門的人材の活用促進を図ります。

#### ③ 地域資源を活用したブランドの確立

高品質な農林水産物をはじめ、工芸品、観光地等、本県には優れた地域資源が豊富に存在しています。優位性を持つ地域の商品・サービスのブランド力を高めることは、県内産業の発展に欠かせない要素となっています。

このため、地域イメージの向上や個別の商品・サービスのより一層の質の向上、地域ブランドの保護や信頼性確保などに取り組めます。

## (1) 知的財産の創造・保護・活用による産業振興に向けた取組

### ① 知的財産の創造

知的財産の創造は知的創造サイクルの循環の出発点であり、先端的な技術革新につながる基幹的な発明が次々と生み出されることは、県内産業の活力の源泉であることから、知的財産に関する認識の向上や中小企業に対する支援により、知的財産の創造活動を促進します。

また、特許情報の積極的活用や共同研究等に取り組み、事業化につながる研究開発を積極的に支援します。

### ○知的財産に関する認識の向上

知的創造サイクルを活発に循環させるためには、より多くの人々が知的財産に関する取組に関わっている必要があるため、企業や県民等に対するセミナーの開催等により、知的財産の重要性や制度等に関する認識の向上を図ります。

#### [県及び関係機関等の取組]

##### ●知的財産に関するセミナーの開催

特許庁や岡山県知財総合支援窓口（運営機関：公益財団法人岡山県産業振興財団、一般社団法人岡山県発明協会）、関係機関等で中小企業等を対象に知的財産権に関するセミナーを開催しています。

### ○知的財産情報の活用促進

公開されている特許情報は、新たな技術開発のヒントとして参考にできるほか、既存技術を重複して研究開発することを回避でき、また、他者に対する権利侵害を未然に防止することにもつながります。

このため、支援機関の担当者による特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の検索指導などにより、知的財産情報の積極的な活用を促します。

#### [県及び関係機関等の取組]

##### ●岡山県知財総合支援窓口での支援

###### ・相談支援

窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

###### ・普及啓発

知的財産に関する専門知識を持った知財コーディネーターが、中小企業等に対して、特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務が実施できるようアドバイスし、産業財産権制度全般の普及啓発活動も行います。

#### ○中小企業やベンチャー企業に対する支援

本県経済の活性化のためには、既存企業における新規分野の立ち上げやベンチャー企業の育成により、産業の活性化や雇用の創出に取り組む必要があります。

しかしながら、資金や人材が不足しがちな中小企業にあっては、初期投資を行うことが困難な場合もあるため、新たな事業分野や研究開発に取り組む中小企業やベンチャー企業を対象としたインキュベーション施設により、活動を支援します。また、資金不足により、新技術等を生み出す研究開発を実施できない中小企業に対して必要な資金の支援を行い、知的財産の創造活動を促進します。

#### [県及び関係機関等の取組]

##### ●中小企業の研究開発への支援

###### ・きらめき岡山創成ファンド支援事業

新技術・新製品の研究開発を助成することにより、県内企業の成長を支援します。

###### ・次世代産業研究開発プロジェクト創成事業

次世代産業分野における大学等研究者の技術シーズを活用して事業化を目指す共同研究開発を行う中小企業者等を支援します。

###### ・研究開発支援事業

研究開発での活用が期待される最新技術の紹介、共同研究先のコーディネート、競争的資金の情報提供及び獲得に向けた助言等を行います。

##### ●インキュベーション施設の運営

###### ・岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）

情報通信やものづくりの分野を中心に、新技術・新製品の開発、創業を目指す個人及び企業を対象に研究室の貸出をしています。

## ○共同研究の促進

中小企業においては、資金や技術力の不足により単独で研究開発を行うことが難しい場合が多いため、大学や高等専門学校、公設試験研究機関などとの共同研究が知的財産を生み出す有効な手段となります。

このため、中小企業やベンチャー企業の共同研究を促進し、大学等が保有する知的財産を地域で活用することができるよう支援します。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●企業と大学との共同研究センター（仮称）における支援

令和元（2019）年秋頃開設予定の企業と大学との共同研究センター（仮称）において、企業と大学とのマッチングや共同研究の支援を行います。

#### ●公設試験研究機関等における共同研究等の支援

県工業技術センター等県立試験研究機関において研究開発、技術相談設備の開放等を行います。

県内の公設試験研究機関については、20ページを参照してください。

## ○地域発イノベーションの推進

本県の経済を支える新しい産業基軸である新エネルギー、医療・福祉機器、新素材を中心として、地域の産学金官連携の取組から生まれたイノベーションの芽を事業化・実用化につなげることにより、県内中小企業の知的財産の創造活動を促進します。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●中小企業の研究開発への支援【再掲】

##### ・きらめき岡山創成ファンド支援事業

新技術・新製品の研究開発を助成することにより、県内企業の成長を支援します。

##### ・次世代産業研究開発プロジェクト創成事業

次世代産業分野における大学等研究者の技術シーズを活用して事業化を目指す共同研究開発を行う中小企業者等を支援します。

##### ・研究開発支援事業

研究開発での活用が期待される最新技術の紹介、共同研究先のコーディネート、競争的資金の情報提供及び獲得に向けた助言等を行います。

#### ●企業と大学との共同研究センター（仮称）における支援【再掲】

令和元（2019）年秋頃開設予定の企業と大学との共同研究センター（仮称）において、企業と大学とのマッチングや共同研究の支援を行います。

### ●分野別産業クラスター

競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれらを支援する機関が近接しながら有機的なネットワークを形成し、特定の製品・サービスにおいて競争力のある集団を形成します。

- ・マイクロものづくり岡山推進協議会
- ・メディカルテクノおかやま
- ・ハートフルビジネスおかやま
- ・おかやまバイオアクティブ研究会
- ・中四国環境ビジネスネット
- ・おかやま次世代産業関連技術研究会

### ●岡山リサーチパーク研究・展示発表会

県内の大学等及び岡山リサーチパークに関係する企業・機関の研究成果を県内に広め、県産業の振興に寄与するため、研究成果の発表会を開催しています。

## ② 知的財産の保護

知的財産権を取得するには、相当の期間と一定の経費がかかることから、事業化の見込みや効果を見極めた上で取得の是非を判断する必要があります。

また、特許については、出願の1年6カ月後には発明の内容が公開され、模倣される可能性があるため、場合によっては、あえて権利化せずノウハウとして秘匿することも選択肢に入れる必要があります。

このため、知的財産の保護に関する相談体制の充実や知的財産の権利化・管理のための各種支援策の積極的な活用を促進し、知的財産の適切な保護に努めます。

### ○相談体制の充実

中小企業が知的財産の権利化を行う上で、専門知識を有する人材が不足していることが大きな課題となっています。

このため、支援機関において、専門家による相談体制の一層の充実を図ります。

また、農林水産総合センター内に、育成者権等、農林水産分野の知的財産権に関する相談体制を整備しています。

### 知的財産相談窓口一覧

名 称	概 要	連 絡 先
INPIT岡山県知財総合支援窓口 (運営機関：公益財団法人岡山県産業振興財団、一般社団法人岡山県発明協会)	ワンストップサービス体制による知的財産全般に係る相談支援普及啓発	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 (テクノサポート岡山) TEL 086-286-9711
一般社団法人岡山県発明協会	知的財産権に関する相談支援、人材育成、標準化活用支援、セミナー等	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 (テクノサポート岡山) TEL 086-286-9656
岡山県農林水産総合センター (知的財産センター)	特許権、育成者権等を中心とした知的財産に係る相談支援	〒709-0801 赤磐市神田沖1174-1 TEL 086-955-0273

#### ○公的支援制度の周知と利用促進

中小企業が知的財産を権利化する場合には、例えば、特許権の取得に要する料金の減免などの国の支援制度を利用することができます。

こうした公的支援制度の中には、認知度や利用の低いものもあるため、関係機関と連携して、その周知と利用促進に努めます。

#### [県及び関係機関等の取組]

##### ●特許出願などの手続支援（電子出願を含む）【再掲】

岡山県知財総合支援窓口窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

#### [国の支援]

##### ●早期審査・早期審理制度（特許庁）

通常の出願に比べ早期に審査・審理を実施しています。

##### ●特許料等減免制度（特許庁）

特許の審査請求料、特許料（1～10年分）について、半額軽減等要件に応じて実施しています。

## ○海外出願に対する支援

国内において出願された特許や商標等の権利は国内のみで有効ですが、経済のグローバル化に伴い、知的財産に関する紛争も国際的なものが増加してきています。

外国で権利を行使するためには、それぞれの国に対して出願しなければなりません。海外出願は多くの費用を要することから、国内出願以上に権利化するだけの価値があるのかという点を吟味する必要があります。

このため、外国の特許や商標等を出願しようとする県内企業に対し、適切な情報提供等の支援を行います。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●海外出願の相談支援【再掲】

岡山県知財総合支援窓口にて窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

#### ●中小企業等外国出願支援（特許庁）

外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、岡山県産業振興財団及び日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、外国出願に要する費用の1/2を助成します。

## ○権利侵害への対応

知的財産を権利化した場合、その権利が侵害されていないか市場を監視し、侵害を発見したら、侵害者に警告し、和解交渉を行い、決裂した場合は訴訟を行う必要があります。

特に、経済のグローバル化に伴い、海外における権利侵害の事例の増加が予想されますが、現地に基盤がなければ状況の把握や対処は困難です。

こうした海外において発生した権利侵害については、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」（経済産業省）や「模倣品・海賊版被害相談窓口」（日本貿易振興機構（JETRO））による情報提供を活用した支援に努めます。



[県及び関係機関等の取組]

●模倣品・侵害訴訟対策の相談支援【再掲】

岡山県知財支援総合窓口で窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

[国の支援窓口]

●経済産業省 製造産業局 模倣品対策室

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置しています。

●特許庁 総務部国際協力課

産業財産権侵害事件に関する相談や情報提供を実施しています。

●日本貿易振興機構（JETRO）知的財産課

海外における模倣品・海賊版対策を支援する「模倣品・海賊版被害相談窓口」を設置しています。

### ③ 知的財産の活用

県内の知的財産を有効に活用するためには、企業等が自ら取得した知的財産を事業化することはもとより、他の企業や大学、公設試験研究機関等が保有する知的財産を利用した事業化や未利用の特許を開放することも必要です。

このため、保有特許に関する情報の発信や産学金官連携の推進、大学発ベンチャー企業の支援などに努め、県内の知的財産の流通・活用を促進します。

#### ○知的財産権情報の積極的な発信

中小企業では、知的財産に関する人材や資金が不足している場合が多いため、外部機関の研究開発の成果を効果的に活用する必要があります。

このため、県内の大学等や公設試験研究機関が保有している知的財産権や実施している研究開発等について、ホームページ等を用いて積極的な情報発信を行います。

また、企業が保有する未利用特許については、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する開放特許情報データベースを活用して公開するよう周知に努めます。

[国の支援]

●開放特許情報データベース

開放特許を、産業界、特に中小・ベンチャー企業に円滑に流通させ実用化を推進するため、企業や研究機関・大学等が保有する提供意思のある特許をデータベースとして公開しています。



## ○大学等の研究成果の技術移転の促進

大学等や公設試験研究機関の研究成果を有効に活用することにより、企業の新技術や新製品の開発が促進され、事業の高度化を図ることが可能となります。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●企業と大学との共同研究センター（仮称）における支援【再掲】

令和元（2019）年秋頃開設予定の企業と大学との共同研究センター（仮称）において、企業と大学とのマッチングや共同研究等の支援を行います。

## ○コーディネート機能強化によるマッチングの推進

産学金官連携や企業間連携は、知的財産創造サイクルを推進する上でも非常に重要ですが、円滑な連携を推進するためには、それぞれの主体を結び付ける役割を果たすコーディネート機能を強化する必要があります。

このため、先端的で競争力のある素材や技術等を持つ企業や大学等、公設試験研究機関と、新製品の開発や新分野への展開に意欲のある企業とをマッチングする相談機能の強化を図ります。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●岡山県知財総合支援窓口での支援【再掲】

- ・知的財産権の事業化・技術移転等の相談支援

窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

- ・普及啓発

知的財産に関する専門知識を持った知財コーディネーターが、中小企業等に対して、特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務が実施できるようアドバイスし、産業財産権制度全般の普及啓発活動も行います。

#### ●企業と大学との共同研究センター（仮称）における支援【再掲】

令和元（2019）年秋頃開設予定の企業と大学との共同研究センター（仮称）において、企業と大学とのマッチングや共同研究の支援を行います。

## ○公設試験研究機関の研究成果の普及

公設試験研究機関の研究成果については、知的財産として権利化を行った上で、実施許諾することで収入につながることから、それぞれの知的財産の重要性を勘案しながら、効果的な実施許諾を行い、研究成果の普及に努めます。

## (2) 知的財産の創造・保護・活用を担う人材の育成

知的財産を生み出すのは、企業や組織ではなく人材であり、知的創造サイクルを早く大きく回すには人材育成が最も重要であることから、県民に対して意識啓発を行うことにより、知的財産に関する活動の裾野を広げていきます。

また、コーディネーターなどの専門的人材を確保、育成するとともに、相談体制の強化等に取り組むことにより、知的財産に関する活動を支援します。

### ○知的財産に係る意識啓発

知的財産に関する取組を広げるためには、より多くの県民が、知的財産に関する知識や重要性を認識することが重要です。

そのため、関係機関が連携して、県民に対して初心者向けや実務者向けなどの様々な講義やセミナー・専門研修を開催することにより、知的財産に関する意識啓発を図ります。

#### [県及び関係機関等の取組]

##### ●知的財産に関するセミナー等の開催【再掲】

特許庁や岡山県知財総合支援窓口、関係機関等で中小企業等を対象に知的財産権に関するセミナーを開催しています。

##### ●知的財産に関する専門研修の実施（岡山知財塾）

中小企業が知的財産を活用し製品価値を高めるとともに、大企業や大学との共同研究が進められるよう、知的財産戦略、特許権等の取得や侵害対策、契約上の留意事項など実務に係る専門研修を実施しています。

### ○発明・創造に親しむ環境づくり

関係機関と連携して、子どもたちが科学技術にふれる機会を設け、「発見する喜び」や「つくる喜び」を体験させることにより、子どもたちの科学的なものの見方や創造性を育むとともに、科学技術に対する興味や親しみの向上、科学技術に求められている意義に対する理解の促進などを図ります。

[県及び関係機関等の取組]

●**児童生徒発明くふう展・未来の科学の夢絵画展**

子どもたちの発明くふうに対する関心を深め、科学的な探求心・創造力を育むため、小・中学生を対象として作品を募集し、優秀作品に対する表彰を行っています。

●**発明くふう講座**

児童生徒の創造性を高めるとともに発明くふうに関する教育活動の一環として、発明くふう講座を開催しています。

●**岡山リサーチパーク一般公開「おもしろ体験でえー」**

岡山リサーチパークの周知を図るとともに、子どもたちをはじめとする参加者が、科学技術全般への関心を深められるように、実験や実演など体験・発見できる展示を大学・関係企業等が行っています。

○**ワンストップサービス体制の整備による相談体制の強化**

支援機関の知的財産に関する相談窓口を一本化し、ワンストップサービス体制を整備することにより、知的財産権の内容や取得の方法等について分かりやすく気軽に聞くことのできる相談体制の強化を図ります。

[県及び関係機関等の取組]

●**岡山県知財総合支援窓口での支援【再掲】**

窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

### (3) 地域資源を活用したブランドの確立

県内では多くの優れた商品・サービスが創出されていますが、地域ブランドを活用して地域を活性化していくには、こうした地域発の商品・サービスのイメージと地域全体のイメージの双方をブランドとして高めていく必要があります。

このため、地域イメージの向上や地域ブランドの創出、地域団体商標の活用などに積極的に取り組みます。

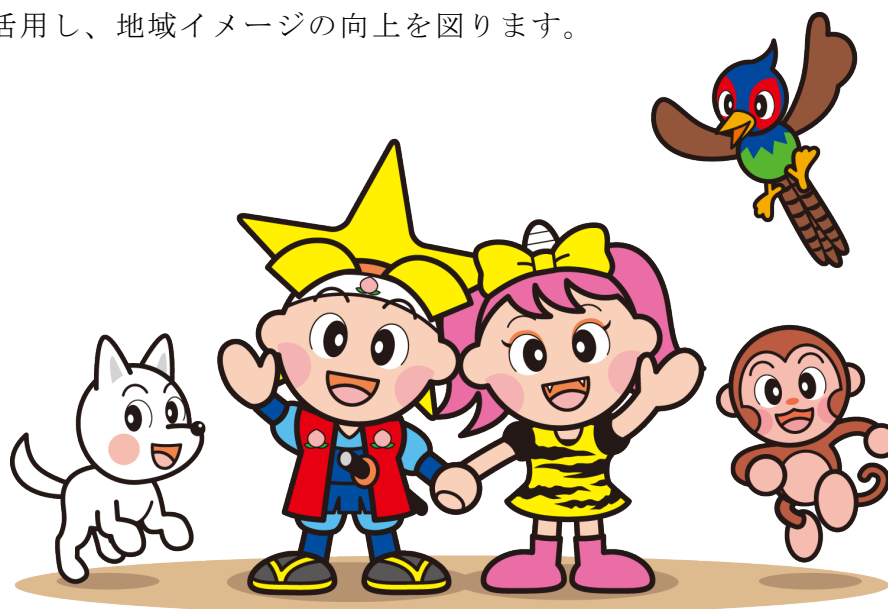
#### ○地域イメージの向上

地域全体のイメージは、地域固有の歴史、文化などのほか、特産品や観光などを通じてつくられていきますが、目指すべき方向性を打ち出して地域全体として取り組む必要があることから、県のキャッチフレーズ等も活用して県内における地域ブランドに対する意識を高めるとともに、地域全体の良いイメージの定着を図ります。

#### [県の取組]

- 岡山県キャッチフレーズ「晴れの国おかやま」
- 岡山県マスコット「ももっち」と「うらっち」

晴れの日が多いことで付けられたキャッチフレーズ「晴れの国おかやま」と、県のマスコットキャラクター「ももっち」と「うらっち」を活用し、地域イメージの向上を図ります。



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」と仲間たち

## ○地域ブランドの創出

近年、全国各地で、地域の商品やサービスのブランド化への取組が行われており、地域間競争も激しくなっています。

このため、関係団体と連携して、一層の質の向上や効果的な情報発信、販路拡大などに努め、本県の商品やサービスの競争力を高めるとともに、付加価値の高い地域ブランドの創出を目指します。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●おかやま農林水産物のブランド化推進

県産果物のブランド力を生かし、首都圏や海外において積極的なプロモーションを展開し、岡山ブランドの一層の向上を図り、県産農林水産物の首都圏での取扱量の拡大と輸出拡大を進めます。

#### ●岡山デニムのブランド化推進

世界的に評価が高い岡山デニムについて、首都圏や海外で積極的なプロモーションを展開し、認知度の向上を図り、産地のブランド化を推進します。

## ○地域団体商標制度の活用

地域団体商標を取得することにより、他者の名称使用を制限し、地域ブランドの信用を高めることができるほか、地域の有効なPR手段にもなることから、積極的に取得し活用を図ることが重要です。

地域団体商標の取得は、申請できる団体が組合等に限られるといった要件があるため、支援機関等と連携し、適切なアドバイスを行うよう努めます。

### [県及び関係機関等の取組]

#### ●岡山県知財総合支援窓口での支援【再掲】

窓口支援担当者を配置し、知的財産に係る情報提供・相談についてワンストップサービス体制で対応します。

窓口担当者のみで解決できない場合には、弁理士等の知財専門家を活用し、共同して解決を図ります。

<参考>

(1) 県立試験研究機関

本県には、次のような試験研究機関があり、それぞれの専門分野において、県内産業の振興・育成と県民生活の向上に寄与するための試験研究を行っています。

岡山県の県立試験研究機関（令和元（2019）年度）

名 称	概 要
岡山県工業技術センター	地域の中核的技術支援機関として、鉱工業分野の先導的技術開発や産学官共同研究に取り組むとともに、企業ニーズに基づく技術相談や研究・試験等を行い県内企業の創造的活動を積極的に支援しています。
岡山県農林水産総合センター	
農業研究所	生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で作りやすい県独自品種の育成や、一層の高品質化、省エネ、省力化・低コスト化、環境負荷軽減や、地球温暖化に対応した新技術の開発を行っています。
生物科学研究所	儲かる産業としての農林水産業の確立を支援するため、バイオテクノロジーを駆使して、県下の農林水産業の振興に資する問題解決型の研究を行っています。
畜産研究所	畜産や畜産物に関連する技術開発や普及の拠点として、資源循環型畜産の構築や生産性向上のための研究とともに、優良家畜や精液、受精卵などの供給事業も行っています。
森林研究所	本県の林業や木材産業の振興を図るため、健全な森林の整備、低コスト林業の推進、特用林産物の生産等に関する研究や県産材の特性を踏まえた建築用材の利用等、県産材を有効に活用するための加工・利用に関連した技術開発などを行っています。
水産研究所	海洋環境の保全及び水産資源の持続的利用、安全・安心な水産物の安定供給など、魅力ある水産物を育む豊かな海や川の実現を目標に調査研究を行っています。
岡山県環境保健センター	環境保全及び保健衛生に関する総合的な試験研究機関で、県行政における各種施策の基本となるデータの収集や解析、新たな課題への対応、緊急時の対応などを行っています。

なお、県立試験研究機関の研究成果による特許権や育成者権など、本県が保有する知的財産権は次のとおりです。

岡山県が保有する知的財産権

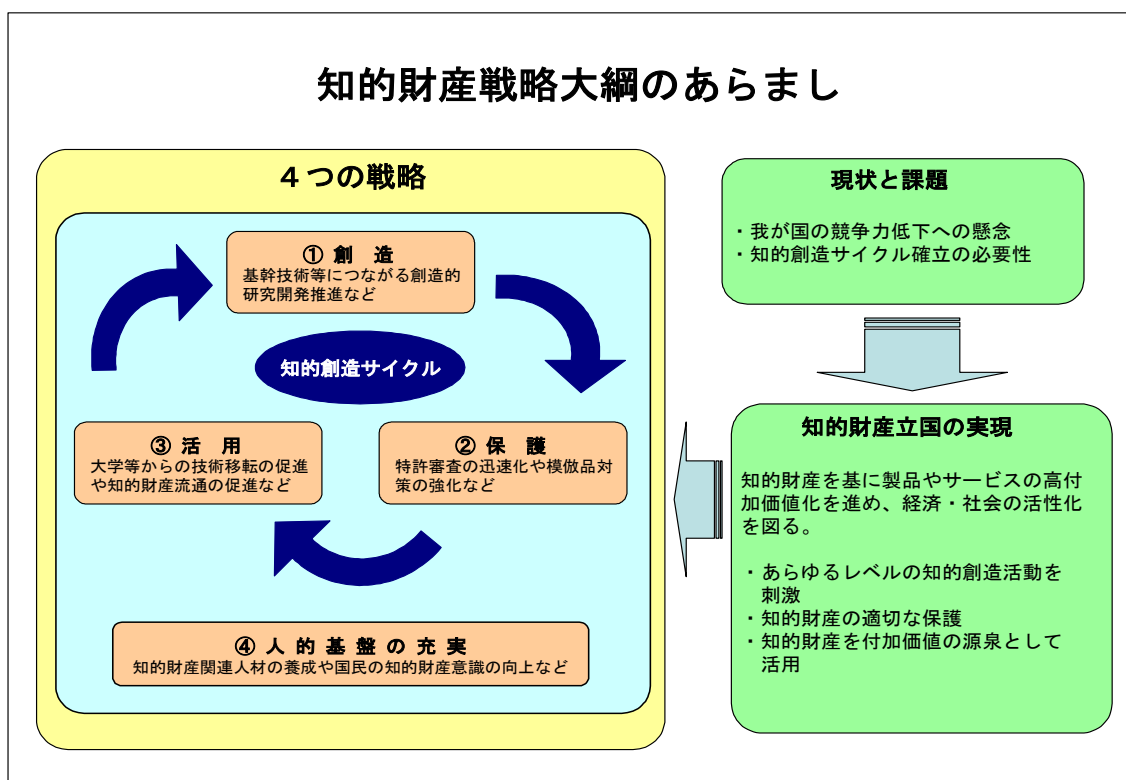
種 類	件 数
特 許 権	1 2 6
商 標 権	3
育 成 者 権	1 7
実用新案権	4
著 作 権	7

資料：財産活用課調べ（平成 31（2019）年 3 月末現在）

## (2) 国の知的財産戦略

戦後、我が国は欧米から基本技術を導入し、その改良と生産現場の卓越した適応力を背景として、世界に対し良質な製品を安価で大量に供給することにより、経済成長を成し遂げてきました。しかしながら、近年、低廉な労働コストと生産技術の向上を背景にしたアジア諸国等の追い上げにより、付加価値の低い製品・サービスの競争力は急速に失われてきました。

このため、国においては、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とした活力ある経済社会を実現する「知的財産立国」を目指すため、「知的財産戦略大綱」の決定（平成 14（2002）年 7 月）や「知的財産基本法」の施行（平成 15（2003）年 3 月）、知的財産戦略本部の設置（平成 15（2003）年 3 月）など、知的財産に係る諸制度の改革や環境整備が行われてきたところです。



知的財産戦略大綱では、質の高い知的財産を豊富に生み出す創造活動の仕組みを整えるとともに、その結果として得られた知的財産を適切に保護し、製品・サービスの付加価値の源泉として有効に活用することにより更に知的財産を創造する力を生み出すという、知的創造サイクルの拡大循環に向けた社会・経済システムの構築が必要であるとされています。このため、大学等における知的財産創造などの「創造」、迅速で的確な特許審査や審判などの「保護」、大学等からの技術移転の推進などの「活用」、さらに、知的財産関連人材の養成などの「人的基盤の充実」の4つの分野において戦略的な取組を進めることと

されています。

また、知的財産基本法では、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進するために、国、地方公共団体、大学等及び事業者が行うべき責務や基本的施策について定められています。このうち、地方公共団体については、「区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

知的財産基本法（平成14（2002）年12月4日法律第122号）〔抜粋〕

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

平成 25（2013）年 6 月には、平成 15（2003）年の知的財産基本法の施行から 10 年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢が急激に変容したことから、今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となることを目指した「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、以下の 4 つの柱を軸とした「知的財産政策ビジョン」が策定されました。

- ①産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- ②中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- ③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- ④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

平成 28（2016）年 9 月には、知財分野における地域・中小企業支援について「地域知財活性化行動計画」が策定されました。また、各地域・自治体の特色を踏まえて、地域・中小企業に対する支援施策をきめ細やかに実施するため、平成 29（2017）年 12 月に、「都道府県の特色を踏まえた平成 31（2019）年度までの目標」が決定されました。



なお、岡山県の目標と実施状況は次のとおりです。

- ①岡山県では、自動車の生産拠点があり、世界に通用する技術力、提案力、競争力を持つ自動車関連企業を育成している。また、昨今、自動車関連企業を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中、中小企業が積極的に知的財産権を活用して製品価値を高め、また大企業や大学との共同開発の機会拡大を図ることにより、変化する環境に対応し、“稼ぐ力”を向上できる人材を育成するため中国経済産業局及び知財総合支援窓口は、岡山県、（一社）岡山県発明協会等と連携し、知財人材育成セミナーを平成31年度までに5回開催する。

※実施状況（平成30（2018）年度末現在） セミナーを3回実施済

- ②岡山県には、農林水産資源、繊維産業、耐火物、伝統工芸品等の様々な地域産業資源が存在する。そのような地域産業資源を活用する事業において、知財の活用は十分とはいえず、また、事業を行う事業者等の知財に対する理解が不十分であることが考えられる。そこで、中国経済産業局及び知財総合支援窓口は、事業者等を訪問し、課題を発掘し、その課題を解決するため、知財総合支援窓口等専門家派遣の活用を促進するとともに、「知財を戦略的に活用するため」のセミナーを平成31年度までに5回開催する。

※実施状況（平成30（2018）年度末現在） セミナーを4回実施済

- ③岡山県では、県産農林水産物のマーケティング強化、ブランディングの推進、海外でのブランド確立による輸出を促進している。首都圏、海外でのマーケティングを強化するためには、知的財産に精通した専門家の知識とノウハウが重要と考えられ、知財総合支援窓口等の専門家派遣制度の活用を促すなど継続した支援を行う。また、海外でのブランド確立を進める中では、その国で商標等を保護する必要があることも考えられ、中国経済産業局及び知財総合支援窓口は、海外進出を検討している事業者等を対象とした、個別相談にも応じる「海外知財戦略セミナー」等を岡山県、中国四国農政局、日本弁理士会中国支部等と連携し、平成31年度（2019）までに3回以上開催する。

※実施状況（平成30（2018）年度末現在） セミナーを2回実施済

また、平成30（2018）年6月には、2030年頃までを見据えた「知的財産戦略ビジョン」が策定されたところです。このビジョンでは、目指すべき社会の姿として、新しい価値を次々と構想し、発信し、世の中に共感され、リスペクトされていく「価値デザイン社会」を提示しています。この価値デザイン社会を実現するために、新たな価値創造を行える人材の育成、多様な人材・組織が集う場の形成などに取り組むことが必要とされています。

# おかもやま知的財産活用指針

平成23（2011）年4月策定

（令和元（2019）年6月改定）

岡山県産業労働部産業振興課